

令和8年
(2026)
12/25
施行



こどもに接する現場で働く皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

こどもに接する業務に就くことができなく
なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- ・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童福祉施設 など



- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



対象業務

- ・教員
- ・保育士
- ・児童指導員 など



- ・保育従事者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ✓ 性犯罪前科があると確認された場合
- ✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



こどもまんなか
こども家庭庁



2025年12月作成

こどもに対する 性暴力の防止 についてできること 考えてみませんか？



こどもに対する性暴力は
断じて許されません。

こどもと接する現場で働く方々は、
2026年12月25日より
「こども性暴力防止法」に基づき、
性暴力防止のための
取り組みを行う必要があります。

こども
と接する
現場で働く
皆さまへ

「こども性暴力防止法」とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、
こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。
こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／
性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が
求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる
重大な人権侵害であり、
犯罪になり得る行為です。

例えば…

着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／
服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を
触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るように求め
られる など

こどもに対する性暴力の特性

相談の
しづらさ

発見の
しづらさ

深刻さ

- 他者や社会への信頼を失う
- 罪悪感や恥ずかしさ
- 心や体の成長への深刻な影響も

教育・保育現場の特性

支配性

継続性

閉鎖性

指導などを通じて
強い立場に立つ

業務の中で繰り返し
こどもと接する

保護者などの
目が届かない

不適切な行為とは？一緒に考えてみましょう



POINT 1

「不適切な行為」とは、**性暴力に該当しないが、**
業務上必要とはいえず、継続・発展することで
性暴力につながる可能性のある行為です。

どのような行為が「不適切な行為」に当たるかは、事業内容やこどもの発達
段階・特性などによって異なり、事業者ごとにその範囲を定めることになります。

POINT 2

性暴力を**未然に防ぐ**ために。

「不適切な行為」の段階で対処することで、こどもとの適切な距離感が
失われることを防ぎ、性暴力からこどもたちをまもりましょう。

POINT 3

日頃から話し合いましょう。

日々の振り返りなどを通じて、日頃から「不適切な行為」の範囲について
話し合って共通認識を持ち、行動の変化につなげていきましょう。



不適切な行為の例

- ・ こどもとSNS上で私的なやり取り
- ・ 私的な端末でこどもの写真を業務外の目的で撮影
- ・ こどもと二人きりで私的に会う など

未然防止・早期発見のための取り組み

☑ こどもの日常観察

☑ 相談窓口の設置・周知

☑ 面談・アンケート実施

☑ 性暴力が疑われる場合の報告

「性暴力はどこでも
起こる可能性がある」

との意識を持って、未然防止や
早期発見に努めましょう。



皆さま一人ひとりの
ご協力をお願いします



「こまもろうマーク」は、
こどもが安心して過ごせる環境の目印です。
こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に
取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

